

## 建設業許可取得の要件！！ ご存知ですか？

### ①経営管理責任者の在籍

建設業での経営経験が一定期間以上ある方が常勤している必要があります。

**申請する業種について経営経験がある場合は5年分**

**申請する業種以外についての経営経験しかない場合は7年分**

の証明が必要となります。

### ②専任技術者の在籍

申請する業種について資格もしくは経験を有する方が常勤している必要があります。各業種につき一人の専任技術者が必要です。

\*一人で複数の業種の専任技術者になることは可能です。

### ③財産的要件

資産要件は直前の決算期をベースにして判断します。

一般建設業許可の場合は純資産の額が500万円以上、特定建設業許可の場合は資本金が2,000万円、純資産の額が4,000万円などといった基準を満たしていなければなりません。

資本金の額や預金残高証明書などで判断する方法もありますので決算期末到来、純資産額が500万円以下という方もご相談下さい。

### ④欠格事由に該当しないこと

- 1、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ていない
- 2、違反行為による許可取消（第29条1項五号、六号）から五年未満
- 3、上の取消に係る聴聞の通知後に廃業した場合は、廃業の届から五年未満
- 4、上の聴聞の通知前60日以内に法人役員、支店長、支配人であった者は、廃業の届から5年未満
- 5、営業停止（法28条3項、5項）期間中の者
- 6、営業禁止（法29条の2）期間中の者
- 7、禁固以上の刑の執行を終り、5年未満
- 8、建設業法・刑法の一定の法律違反行為で罰金刑を受けて5年未満
- 9、未成年者（成人と同等の行為能力無し）の法定代理人が上の1～8に該当
- 10、法人の役員、支店長が上の1～4、6～8に該当
- 11、個人の支配人、支店長が上の1～4、6～8に該当